

手続名
介護保険給付減額免除申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線393）

手続説明

・概要
介護保険の要介護等認定を受けている被保険者の方で介護保険料を2年以上滞納している方が、保険料未納期間に応じて介護保険の給付等の額を減額されたり、高額介護サービス費や高額居宅支援サービス費の支給の制限を受けている場合において、災害等の特別な事情により自己負担額の支払いが困難になった時に、給付額の減額等の免除を受けようとするときに必要となります。

・対象者
3割負担等給付額減額を受けている方

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・介護保険給付減額免除申請書
- ・減額・減免を証明する書類

手続詳細URL

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし